(仮称)墨田区資源環境審議会の設置について

概要

1 現状

資源環境部では次の2つの審議会を所管する。

墨田区環境審議会(根拠条例:すみだ環境基本条例第16条) 環境の共創に関する分野(環境基本計画含む)を調査審議する。

墨田区廃棄物減量等推進審議会(根拠条例:墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第7条・第8条) ごみの減量等に関する分野(3R推進・資源循環促進を含む)を審議する。

以降、墨田区環境審議会を「環境審議会」、墨田区廃棄物減量等推進審議会を「廃棄物減量等推進審議会」という。

2 現状の課題

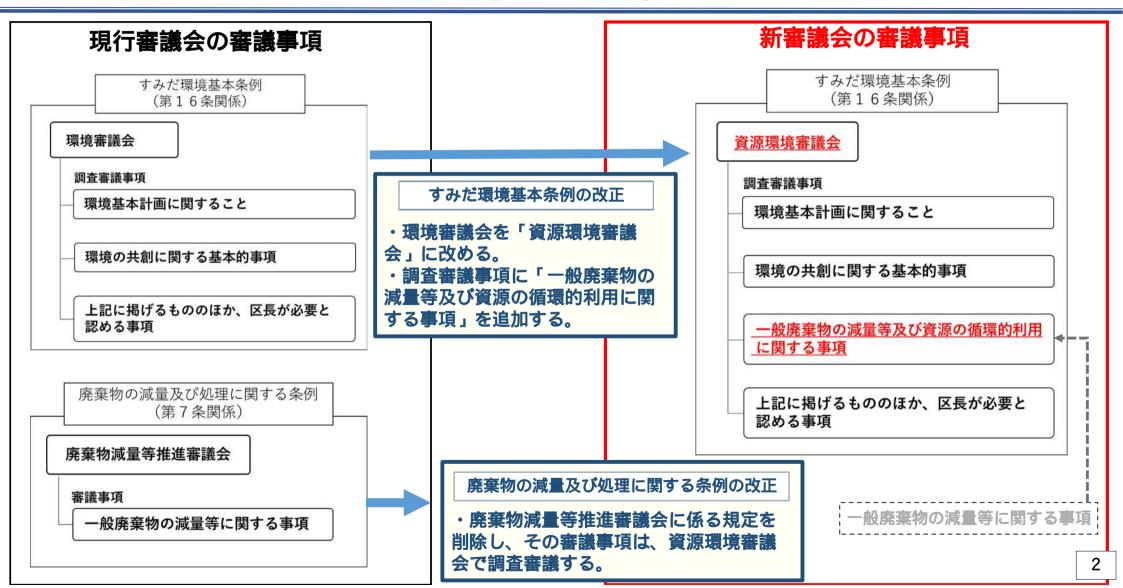
ゼロカーボンと資源循環型社会の実現に向けた取組は、両審議会で共通して審議されるテーマである。 そのため、両審議会において審議事項の重複がみられ、また、連動した地域課題についてそれぞれの審議会が別々 に審議している状況にある。

3 課題への対応

環境審議会と廃棄物減量等推進審議会を統合・再編し、新たな審議会「資源環境審議会」を設置する。 これにより、これまで両審議会で別々に審議されていたテーマについて<u>一体的に審議</u>し、<u>ゼロカーボンシティと</u> 資源循環型社会の実現に向けた取組を加速させる。

新審議会の設置にあたっては、すみだ環境基本条例及び墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の改正が必要となるため、所要の規定を検討・整理のうえ、条例改正手続きを行う。

新審議会設置に係る規定整備案(審議事項)



新審議会設置に係る規定整備案(委員定数・構成)

・すみだ環境基本条例を改正し、委員定数を現行(環境審議会)の15人以内から20人以内に改める。

すみだ環境基本条例第16条第4項

資源環境審議会は、学識経験を有する者、区議会委員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

表 委員定数見直し案

委員構成	新	現行		
	資源環境審議会	環境審議会	廃棄物減量等推進審議会	
学識経験者	5 人以内	5人以内(4)	構成人数に規定なし	(2)
事業者・団体等	8 人以内	8人以内(8)	ただし、区民・学 識経験者・議員及び区	(12)
区民(公募)	5 人以内	O N W P3 (O)	職員から区長が委嘱又	(12)
議員	2人以内	2人以内(2)	は任命	(2)
区職員				(1)
合計	20 人以内	15 人以内(14)	20 人以内(17))

¹ 括弧内は現行審議会委員の人数

² 委員構成(内訳人数)は同条例施行規則にて規定する。

新審議会設置に係る条例改正素案(すみだ環境基本条例)

すみだ環境基本条例の一部を改正する条例(素案)新旧対照表

委員で組織する。

5 · 6 「略〕

行 ひ īF 現 [同左] (環境基本計画) 第7条 〔略〕 第7条 〔略〕 2 [略] 2 [略] 3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16 3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16 条第1項に規定する墨田区資源環境審議会の意見を聴かなければなら 条第1項に規定する墨田区環境審議会の意見を聴かなければならない。 ない。 4~6 [略] 4~6 [略] (環境審議会) 第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基 (資源環境審議会) 第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基 づき、区長の附属機関として、墨田区環境審議会(以下「審議会」と づき、区長の附属機関として、墨田区資源環境審議会(以下「審議 |いう。)を置く。 会」という。)を置く。 2 [同左] 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 • [略] 「略) 〔新設〕 一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 「略) 3 〔略〕 4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者そ の他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する15人以内の 4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者そ の他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する20人以内の 委員で組織する。

5 · 6 「略〕

新審議会設置に係る条例改正素案(墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の改正)

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例(素案)新旧対照表

īF 案 現 (墨田区廃棄物減量等推進審議会の設置) 第7条 区長は、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、 第7条及び8条 削除 墨田区廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。) を設置する。 2 審議会は、前項に規定する事項について審議するほか、区長に対し て、意見を述べることができる。 (審議会の組織) |第8条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。 2 委員は、区民、学識経験者、区議会議員及び区職員のうちから、区 長が委嘱し、又は任命する。 3 委員の仟期は、2年とする。ただし、補欠の委員の仟期は、前仟者 の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事 項は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。 (自動販売機を設置する者等の義務) [同左] 第16条 墨田区規則(以下「規則」という。)で定める容器入り飲料 第16条 規則で定める容器入り飲料の自動販売機(以下「自動販売 の自動販売機(以下「自動販売機」という。)を設置し、 機」という。)を設置し、又は管理する者は、回収容器を設置し、空 又は管理する者は、回収容器を設置し、空き缶等を回収することによし き缶等を回収することにより、地域を清潔に保つとともに、その再利 り、地域を清潔に保つとともに、その再利用を図らなければならない。 用を図らなければならない。 2 [略] 2 (略) 5

新審議会設置に係るスケジュール

令和6年1	1月	2 1	
-------	----	-----	--

令和6年度第2回環境審議会・廃棄物減量等推進審議会 開催 【議題】(仮称)墨田区資源環境審議会の設置について

令和6年12月 3日

1 1 月議会常任委員会 地域産業都市委員会 【報告】(仮称)墨田区資源環境審議会の設置について

令和7年 2月

- 2月議会 条例改正議案の提出
- ・すみだ環境基本条例の一部を改正する条例
- ・廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

令和6年度第3回環境審議会・廃棄物減量等推進審議会 開催 【議題】墨田区資源環境審議会の設置について(予定)

今和7年 3月

墨田区資源環境審議会の区民委員公募開始

令和7年 4月

墨田区資源環境審議会の設置